

確認書 記載要領

原則として、給付金の手続(確認書の記載・提出)は、世帯主の方が行い、給付金についても世帯主の方の預金口座に振り込まれます。

【必須記載事項】

- 書き方については、まず、(2)の確認欄をご確認ください。
- (2)の各項目に該当する場合には、チェック欄3か所に✓をいれていただき、(3)の「世帯主氏名」・「確認日」・「電話番号」をご記入ください。

【ここから先は、該当する方のみご記入ください。】

- (1)の口座欄が空白の場合または受取口座を変更したい場合は、(4)の「受取口座記入欄」に振込を希望する口座情報をご記入ください。この場合、金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義(カナ)が確認できる通帳等の写しを添付してください。
- 代理人の方が手続・支給される場合には、裏面(5)に代理人の方の情報を記入し、世帯主の方が署名していただく必要があります。

※代理申請・代理支給は、世帯員の方や法定代理人(成年後見人など)等限られた方のみ可能です。この場合、代理人と世帯主本人両方の本人確認書類の写し(法定後見人の場合には、世帯主本人の本人確認書類の代わりに、代理権が確認できる書類(登記事項証明書等)の写し)を添付してください。

【記載例】

熊本市長 大西 一史
(公印省略)

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯)支給要件確認書

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯)について、令和5年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当すると思われるため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

以下の内容を確認して、支給要件に該当する場合には令和6年(2024年)8月31日までに、この確認書を返送してください。

支給方法 口座振込
支給日 確認書の受付後、内容確認が完了した方から順次支給
支給口座 (1)
支給額 100,000円

■世帯主の方が記入してください。

●確認欄(以下の項目を確認し、確認後にチェック欄(□)に✓を入れてください。)

- (2)
- ①世帯員全員が、住民税が課税されている別世帯の親族から扶養を受けていません。
②世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
③熊本市以外の市区町村で、令和5年度以降に熊本市と同様の低所得世帯向けの給付金(7万円相当または10万円相当)を受給していません。

- ※1 ①②③の全てにチェックがある場合に限り、支給対象に該当し、給付金が受け取れます。
※2 給付金による住民税の免除を受けている方がいる場合は、支給対象となりません。
※3 確認内容が誤っている場合は、給付金(住民税均等割のみ課税世帯)の返還を求める場合があります。
※4 意図的に虚偽の記載をした場合は、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。
※5 令和6年8月31日までに返送がない場合、または返送した確認書に不備があり、令和6年9月13日までに必要な修正が行われない場合は、給付金の受給を辞退したとみなします。

上記の確認欄の記入内容に相違ありません。

(3)

世帯主氏名 熊本太郎 確認日 令和 6 年 2 月 29 日 電話番号 090-1234-5678

●上記支給口座が空白となっている場合や受取口座を変更されたい場合には、次の受取口座記入欄に振込を希望される口座をご記入ください。

- ※1 長期預入出金のない口座を記入しないでください。
※2 受取口座記入欄に記載した場合、振込先金融機関口座振替書類を添付してください。
※3 世帯主以外の口座に振込を希望される場合には、裏面の【代理権限・受給を行う者】

ゆうちょ銀行の口座番号で番号が8桁の場合は、番号から最後の1を省略した7桁の数字をお書きください。

【受取口座記入欄】

上記口座に代えて(または当該口座が空白の場合)、下記の口座への振込を希望します。

(4)

金融機関名	支店名	種別	口座番号	口座名義(カナ)
市役所	お城	普通	123456	クマモト タロウ
金融機関コード	支店コード			
1234	123			

(注) 金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受取が出来ない方は、熊本市価格高騰重点支援給付金コールセンター

※裏面の記載例は、この紙の裏面をご確認ください。

【確認書 裏面の記載例】

【代理確認・受給を行う場合】

フリガナ 代理人氏名	申請者との 関係	代理人生年月日	代理人住所
クマモト ハナコ 熊本 花子	妻	大正・昭和 平成 34年 5月 6日	〒860-8601 住所 熊本市中央区手取本町1-1 日中に連絡可能な電話番号 080(1234)5678
上記の者を代理人と認め、 本給付金の ①権限・署名 ②受取 ③確認・請求及び受給		を委任します。 一法定代理の場合は、 委任方法の記載は不要です。	署名 申請者 (印捺印)氏名 熊本 太郎

(5)

振込先金融機関口座確認書類

表面の上部に記載してある支給口座以外の口座での受取を希望される場合は、下記の書類を提出してください。

※表面の上部に記載してある支給口座での受取を希望される場合は不要です。

書類：受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

代理人確認書類

代理人が確認・受給する場合には、原則、下記の書類が必要となります。

○法定後見人(成年後見人等)の場合

①代理権が確認できる書類(登記事項証明書の写し等)

世帯主の方の
署名が必要です。

◆ 確認書を提出する前に 確認書に記載漏れがないか、以下の項目についてご確認をお願いします。

【必須記載事項】

- ☐ 確認書表面(2) 確認欄の3か所に✓を記入していますか？
- ☐ 確認書表面(3) に「世帯主氏名」・「確認日」・「電話番号」を記入していますか？

【該当する方のみ】

- ☐ 確認書表面(4) の「受取口座記入欄」に振込を希望する口座情報を記入していますか？
- ☐ 受取口座記入欄に記入した場合は、金融機関名・支店名・種別・口座番号・口座名義(カナ)が確認できる通帳等の写しが添付されていますか？

【代理人が確認・請求または受給する場合】

- ☐ 代理人と世帯主本人両方の本人確認書類の写しが添付されていますか？
※法定後見人の場合には、世帯主本人の本人確認書類の代わりに、代理権が確認できる書類(登記事項証明書等)の写しが添付されていますか？
- ☐ 確認書裏面(5) に世帯主の方の署名がしてありますか？

給付金申請にあたっての再確認

以下の項目すべてに該当するか、今一度ご確認ください。

- ☐ 基準日(令和5年12月1日)時点で熊本市に住民登録がある。
※令和5年12月2日以降、外国から入国された方は、この項目に該当しません。
- ☐ 世帯員全員が、住民税が課税されている別世帯の親族から扶養を受けていない。
※世帯員全員が、単身赴任等で別世帯の住民税が課税されている方から扶養を受けている場合や、住民税が課税されている親の扶養を受けている学生の場合などは、この項目に該当しません。
- ☐ 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいない。
※課税となる所得があるにもかかわらず住民税の申告をしていない方が世帯にいる場合は、この項目に該当しません。
- ☐ 熊本市以外の市区町村で、令和5年度以降に熊本市と同様の低所得世帯向けの給付金(7万円または10万円相当)を受給していない。